

白井市立図書館不用資料再利用要綱

1 趣旨

この要綱は「白井市立図書館資料除籍要綱」に基づき不用となった資料のうち、再利用が可能なものを他へ提供し、活用を図るために必要な事項を定める。

2 基本方針

- (1) 図書館において資料的価値が認められなくなった資料や不用と判断された寄贈資料のうち、図書館以外の場所で活用の可能性のある資料を他へ提供し、再利用に供する。他へ提供することが適当でない資料については、資源として再利用を行う。
- (2) 図書館本来の資料収集や資料提供を最優先とし、再利用事業はこれらに支障のない範囲で行う。

3 対象資料

- (1) 図書館資料(図書、雑誌など)のうち除籍済みのもの
- (2) 寄贈資料のうち不用なもの

4 対象外資料

- (1) 汚損、破損の著しいもの
- (2) 資料的価値が著しく低下したもの
- (3) 法令等により第三者への譲渡が禁じられているもの
- (4) 再利用に供し引き取り手のなかったもの、再利用に供した後、図書館に戻されたもの
- (5) その他、再利用に適さないもの

5 提供先と優先順位

- (1) 市内公共施設及び団体
- (2) 市民
- (3) その他

6 提供の条件

- (1) 提供する図書館資料は「白井市立図書館資料除籍要綱」に基づき適正に除籍されたものであること
- (2) 提供する寄贈資料は、寄贈後の取り扱いが図書館に一任されたものであること
- (3) 提供は原則として無償
- (4) 提供にあたっては、提供資料を営利目的に使用しないことを条件とする

7 その他

具体的方法など必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月10日から施行する。